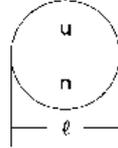
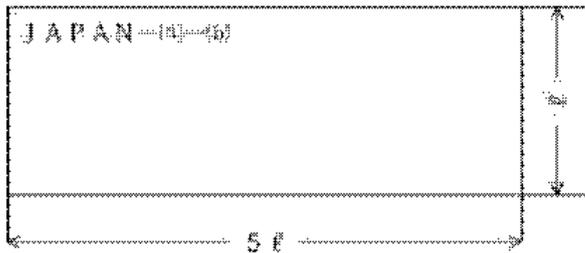


第十三号様式(第百十三条関係) (平15国交令118・全改、平16国交令6・平18国交令30・平22  
国交令60・平24国交令90・平26国交令93・一部改正)

(小型容器、大型容器、IBC容器、ポータブルタンク(UNタンクタイプ)、  
高压容器又はフレキシブルバルクコンテナの表示)



(ポータブルタンク(IMOタンクタイプ)の表示)



備考 1  $l$  は次の長さとする。

(1) 小型容器

- ① 許容質量が5キログラムを超え30キログラム以下のもの又は許容容量が5リットルを超え30リットル以下のもの 6ミリメートル以上
- ② 許容質量が30キログラムを超えるもの又は許容容量が30リットルを超えるもの 12ミリメートル以上
- ③ 上記以外のもの 表示が見やすい長さ

(2) 大型容器 12ミリメートル以上

(3) IBC容器 12ミリメートル以上

(4) ポータブルタンク(IMOタンクタイプ) 20ミリメートル以上

(5) 高压容器

- ① 容器の直径が140ミリメートル未満のもの(告示で定めるものを除く。) 5ミリメートル
- ② 容器の直径が140ミリメートル以上のもの及び容器の直径が140ミリメートル未満の告示で定めるもの 10ミリメートル

(6) フレキシブルバルクコンテナ 24ミリメートル以上

2 前項の規定にかかわらず、金属製の小型容器、大型容器又はIBC容器にあっては、「UN」の文字の表示に替えることができる。

3 ポータブルタンク(IMOタンクタイプ)の表示については次に掲げるところによる。

- (1) 「(a)」は当該者が地方運輸局長又は第5条の3の規定により地方運輸局長の権限を委任されている者(以下「地方運輸局長等」とい

う。)の場合は「JG—(c)」の文字（「(c)」は地方運輸局長等の別に別表に掲げる数字とする。）、第113条第1項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）の場合は登録検査機関を表す文字を表示すること。

(2) 検査合格日を表示すること。

(3) 「(b)」は、当該容器が地方運輸局長等又は登録検査機関の検査を受け、これに合格した順番を表すものとして、検査を行う者ごとに年別に1番から順次追番号とするものとする。

## 別表

地方運輸局長等	表示する 数	地方運輸局長等	表示する 数
北海道運輸局長	101	同和歌山運輸支局長	134
同函館運輸支局長	102	勝浦海事事務所長	
同室蘭運輸支局長	103	神戸運輸監理部長	135
同釧路運輸支局長	104	同姫路海事事務所長	136
同旭川運輸支局長	105	中国運輸局長	137
東北運輸局長	106	同尾道海事事務所長	138
同気仙沼海事事務所長	111	同因島海事事務所長	139
同石巻海事事務所長	112	同呉海事事務所長	141
同福島運輸支局長	109	同鳥取運輸支局長	142
同岩手運輸支局長	110	同鳥根運輸支局長	143
同青森運輸支局長	115	同岡山運輸支局長	144
同青森運輸支局		同山口運輸支局長	145
八戸海事事務所長	114	四国運輸局長	146
同山形運輸支局長	107	同徳島運輸支局長	147
同秋田運輸支局長	108	同愛媛運輸支局長	148
関東運輸局長	116	同愛媛運輸支局	166
同川崎海事事務所長	118	今治海事事務所長	
同東京運輸支局長	117	同愛媛運輸支局	150
同千葉運輸支局長	119	宇和島海事事務所長	
同千葉運輸支局		同高知運輸支局長	151
鹿島海事事務所長	120	九州運輸局長	152
同茨城運輸支局長	121	同福岡運輸支局長	154
北陸信越運輸局長	122	同福岡運輸支局	153
同石川運輸支局長	125	若松海事事務所長	
同富山運輸支局長	124	同下関海事事務所長	162
中部運輸局長	123	同長崎運輸支局長	155
同静岡運輸支局長	126	同長崎運輸支局	156
同静岡運輸支局		佐世保海事事務所長	
同静岡運輸支局		同大分運輸支局長	158
下田海事事務所長	127	同熊本運輸支局長	157
同三重運輸支局長	128	同宮崎運輸支局長	159
同三重運輸支局		同鹿児島運輸支局長	160
鳥羽海事事務所長	129	同鹿児島運輸支局	161
同福井運輸支局長	131	名瀬海事事務所長	
近畿運輸局長	130	沖縄総合事務局長	163
同京都運輸支局長	132	同宮古運輸事務所長	164
同和歌山運輸支局長	133	同八重山運輸事務所長	165